

地

球温暖化や森林伐採などの環境問題が多く取りざたされ、一人一人の環境問題への関心が高まり、エコカーやエコバッグ、マイ箸の利用など、誰でも生活の中で取り組むことができる環境保護活動が浸透してきました。その反面、不法投棄や野焼きなどの自己中心的な考えによる環境汚染は未だ後を絶ちません。

今号では、不法投棄の現状や、登別市の美しい自然環境を保護していくため、市民の皆さんに改めて知っていただきたい制度やルールなどをお知らせします。



一人一人の心で 守る、環境

問い合わせ 環境対策グループ（クリンクルセンター内・☎0122-2958）

やめてください

不法投棄は犯罪です

不法投棄は、国や自治体が定めたルールに従わず、河川や山林などの公用地や私有地にごみを捨てる行為のことです。

不法投棄は、土地の所有者に迷惑を掛けるだけではなく、景観を損ねたり、有害物質の発生により環境が破壊されたりするなど、地域全体にさまざまな悪影響を及ぼします。

市の取り組み

市内では、平成20年度から毎年50件以上の不法投棄を確認しています。市は、不法投棄を防ぐため、各団体と連携した街頭啓発や巡回パトロール、警告看板の設置などに努めています。

6月3日には、西胆振6市町と郵便事業㈱、北海道電力㈱室蘭支店、室蘭ハイヤー協同組合で『廃棄物の不法投棄の情報提供に関する覚書』を締結。不法投棄撲滅に向けた西胆振広域の連携をより強固にしました。広域による監視体制の強化と情報提供体制の構築による早期発見や早期対応を図ることで、今後も独自の対策をとることはもとより、広域的な監視体制も強化しながら不法投棄撲滅に取り組んでいきます。

市内の不法投棄

平成20年度 50件
平成21年度 63件
平成22年度 58件

主な取り組み

- 登別市連合町内会、登別市衛生団体連合会、室蘭警察署などと連携した街頭啓発や巡回パトロール
- 清掃指導員の巡回パトロール
- 不法投棄される恐れがある場所への進入路のバリケードや柵、警告看板の設置
- 啓発看板やのぼりの設置

増加する

テレビの不法投棄

7月24日の地上デジタル放送への完全移行に伴い、地上デジタル放送に対応しないテレビの不法投棄が増加する恐れがあるため、市は、監視の強化を図っています。

平成22年度には、過去5年間で最高の69台のアナログテレビの不法投棄を確認しています。

不要になったテレビは不法投棄せず、定められた方法で処理しましょう。

一人一人の心で
守る、環境